

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成25年11月28日(木) 午前10時00分から12時00分
場 所	知事公館中会議室
出席者数	10名
出席委員	明石委員、東谷委員、和田委員、伊藤委員、長田委員 川島委員、関根(由)委員、橋本委員、志賀委員、久本委員、
欠席委員	関根(正)委員、吉川委員、作田委員
諮問事項 その他	<ol style="list-style-type: none">1 埼玉県のいじめ問題に関する取組について2 青少年の適切なインターネット利用に係る対策について

1 開 会

2 あいさつ

吉野県民生活部長

3 議事録署名委員の指名

伊藤委員、長田委員

5 議事要旨

(1) 議事 (1) 埼玉県のいじめ問題に関する取組について

事務局から、資料1に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

事務局から、国で「いじめ防止対策推進法」が制定され、各都道府県、学校などで準備が始まっているとの説明があった。埼玉県では資料のような形で進めていくので、各委員にアドバイスをいただければということかと思う。埼玉県にはいじめ問題対策会議があり、そこでの会議を経て、12月にいじめ防止基本方針案を作成していくので、御意見があればいただきたい。

特に、いじめの場合は、大きく分けて学校単位で起こる場合と、地域社会の中でネットを通して学校を離れて起こる場合がある。ラインの問題など、いじめは学校や地域を超えて起こりうる。学校は教育委員会で対応するが、学校では捉えきれないいじめに対して、どう対応すればいいか。

埼玉県では県民運動として、いじめ撲滅の行動宣言という取組を行っている。大宮駅で県民に呼びかけて、多くの方の反響があった。こういう県民運動の有り方を、各委員はどう評価されるのかも含め、御意見をいただければ、今後のいじめ防止対策に活かせると思う。

(長田委員)

一昨年はいじめ撲滅宣言に際しても意見を述べたが、県PTA連合会としては、子供の自殺ということに焦点を置いている。当然、いじめは無くしていかなければならないが、日常行動の中でけんかなどのかたちで起こることも多々ある。それよりも、子供が自分の命を落とすということに関して、その原因がいじめであるとか、いじめじゃないとかということではなくて、まずは子供が自殺をするということに、しっかり大人として焦点をあててケアをしていくという方針である。

もう一点、私は日本PTAの役員でもあるが、会長からは、これから法律にもとづいて各地方自治体で基本方針の策定に入るので、ぜひ、そこにPTAも参加して、意見を盛り込んでいただけるよう積極的に行動をお願いしたいという方針が出ている。県PTA連合会でも、各メンバーには、各自治体で、そう

いう動きが有った場合については、参加させてもらって意見を述べてもらいたいという話をしている。

(明石会長)

伊藤委員。コンビニでは万引き防止などのキャンペーンを行っているが、いじめについては何かありますか。

(伊藤委員)

特段、いじめ防止ということで取り組んでいることではないが、ただ、通常であっても、お店に来られて、いわゆるたむろというケースについては、お店でも注意を払っている。行き過ぎが有った場合は、県警の方とも連携しながら対応している。

(明石会長)

十数年前に、愛知県名古屋市で、四千五百万円の恐喝があった。中学校三年生を恐喝して8人くらいでお金を巻き上げた。父親の死亡保険金が四千万くらいあって、ずっと少しずつ引き出していた。それを中日新聞が「ぼくは「奴隷」じゃない。」という本として出した。少年たちは風俗やゲームセンターやコンビニなどで、恐喝したお金で遊んでいた。母親が警察に相談しても、当時は民事不介入であった。最後は、少年が殴られて入院した同室の患者が、これは怪我じゃないと疑い、両者にラポール関係ができて、少年に書いてもらって全部わかったのが、「ぼくは「奴隷」じゃない」という四千五百万円の恐喝事件であった。

学校のグループだけけれども、いわゆる校外で起きた。学校内で起こることもあるけれど、同じグループたちがまた別のグループと共同して、地域でも起こりうる。

川嶋委員の書店協会などでは、何か取り組んでいますか。

(川嶋委員)

書店協会として、いじめ問題に特に取り組んでいるということはないが、書店としては、小さいころから良い本、名作や感動するような本をどんどん読んでいただいて、豊かな心をつくっていただければ、自ずといじめなんていうことは、なくなっていくのではないかということである。

(事務局)

各書店やコンビニエンスストアには、昨年度、いじめの撲滅宣言についてのポスターを作り、各書店やコンビニに貼っていただくなどの御協力をいただいている。

(志賀委員)

いじめというのは、私にも子供がいるので、子育てしている親として身近で関わってきているが、見えないところで先生たちが把握するのは難しいと思う。特にラインというのは、これは二・三年後には大変なことになるんじゃないかと思う。スマホを持っている子は必ずやっている。

基本的には、家庭で親が関わって、子供と常に声掛けをしてコミュニケーションをとると、子供への観察力が良くなるし、子供も何かあった時に親に相談できる。そういう関係が、常に小さいころから構築されていけば、そんなに深みにははまらないということがある。

ネットアドバイザーとして、必ず我が家のルールをつくりましょうというのを、最近はず必ず言うようにしている。学校でもルール、校則があるように、家庭でもルールを決めましょうと。そういったことから、インターネットの使い方、スマホの使い方にもルールを決めた上で、きちんとやっていけば、いじめというのも多少はなくなってくるのではないかな。良いことと悪いことの区別をしっかりとつけること、ならぬものはならぬのだということをしかり言うのが大事だと思う。

(明石会長)

これは大事である。家庭でルールをつくっていくと、学校も助かるし、地域も助かる。日本PTAの調査でも、ネットの問題やゲームの問題で、家庭でルールをつくりましょうということをやっている。啓発活動もやるけれど家庭教育の中でルールをつくるという運動もやっている。

関根委員、新座市の青少年の市民会議などでは、いじめに対する取組はどうなっているか。

(関根委員)

市の方ではポスターを利用したチラシをつくって、広報で全戸に配布したり、いろいろ行っている。

先日の国の研修会で、明石会長のお話を伺ったが、いじめのアンケート調査をなぜ学校で書かせて回収するのか。それだと子供たちは思いのまま書けないし、周りを気にしながら本音を書けないのではないかな。家に持って帰って思いの叫を書いて、次の日、無記名で提出すれば、もっといじめの件も出で来るのではないかなという話があり、私も同感だと思った。

いじめの発端を探るのは難しいということは、学校からも聞いている。子供たちも書きたいのだけれども、後でどうなるか考えてしまうという話を実際に聞いている。今は大したことないのでもいいやという言葉が子供が言う。それでも、小さいうちに芽を摘んでおこうということで、書いてみたら子供たちには勧めている。それでも僕さえ我慢すればいいということで、我慢している子供が多数いるのではないかな。

いじめのアンケートはほとんどの学校で行っているが、やはり無記名で家に帰って思いの叫を書かせ、投かんするような形をとってもらえればと思う。

(明石会長)

橋本委員は、長年、スクールカウンセラーしながら、不登校やいじめ、長期欠席を含めて、いろいろな相談を受けると思う。現場で長年やってこられて、こういう法律ができたが、どういうふうになれば法律の趣旨が浸透できるかなどの意見がありますか。

(橋本委員)

法律ができたことは大きい。このチャンスを逃したらいけないということから、キャンペーンを行うなどはすばらしいと思う。

それと同時に、現場の中だと、いじめの対策に関しては、相談できる場を確保するという視点というのが、すごく大きい。何かあったらすぐ相談できる、SOSを出せる場所の確保というのが、今までも大きかったし、これからも必要である。

それと、先ほどの重大事件の話で、「子供たちが休みました」、「解決のために一時的に避難しました」という場合に、いつか子供たちは元の場所に戻らなくてはいけない。その時に、やはり予防というものと同時に、人間関係を作っていくということが取組みとしては大事である。先ほどのキャンペーンの件では、子供たちが参加型で意識を高めていくということかと思うが、それは子供たちにとってすごく大事なことである。いかに子供の気持ちを引きつけて、子供の背丈で子供たちが参加したり体験することで、意識を高めていくかということが大事である。それが自治体の取組みから始まり、学校でもそれぞれで行われ、子供たちが戻る所にも雰囲気を作られていく。その取組みを大人が一生懸命やっているということが、大人に対する信頼感になっていくと思う。まさに予防とか未然防止の取組、子供たちの戻る場所としての人間関係づくりというのが、とても重要であるとあらためて感じている。

(明石会長)

例えば、不登校の子は、中学校三年生までは席があるので、いろんな意味でパイプはまだある。問題は、中学校卒業してから不登校の子供の行き場はなくなってくる。兵庫県では、一年間の全寮制をつくり、月曜日から金曜日までは、工作したり、ぶどうをつくったり、労働体験をさせてパワーアップさせ、土曜・日曜日は家に帰すなどの取組みをしている。最高二年間だけは、全寮制の学校を作って、復帰させるようなしくみづくりがある。

不登校の場合は、全部ではないがそういう道はある。非行少年の場合も、少年院など、不十分ながらも回復する仕組みはある。

いじめにあった人について、辛さからどうやって回復してもらおうかという仕

組みづくりについては、個別には行われているとは思いますが、少ない。

例えば、教育委員会と青少年課がタイアップして、ゆくゆくは回復の仕組みづくりをみんなの力を借りながらやるというくらいのこともあると、当事者は助かる。

当事者は大変で、学校の先生も苦労している。そういった人たちが元気になるようなしくみづくりと、今、埼玉県でやっているような県民運動と、そういうふうな形をそれぞれやっていくと、これは全国にも発信できる。それをNHKなり、民放とタイアップして、もっともっと広くするなど、埼玉発というのを常に心がけていただけると良いと思う。

(和田委員)

いじめ防止対策推進法について、ひとつ聞きたいのだが、国から各自治体に通知がきたときに、地域の条件に合わせたものにしてもよいということがあったと思う。いじめ防止基本方針について、国が地域の状況に合わせてつくりなさいということであるならば、会議の中で、埼玉県は近隣他県と比べてどういうところが違っているのかなどの議論をしているか。例えば、いじめの中でもこういうことが突出しているとか、都市型なのかなど、そういったことは、会議の中でどう反映しているのか。

(事務局)

先ほどの説明にもあったが、埼玉県は昨年から会議を立ち上げていて、全庁的な取り組みを行っているということは、ある意味で他県に先駆けて行っているものである。その一つとして、警察との連携も強いことがある。また、例えば、先ほど相談の場という話もあったが、中学校にスクールカウンセラーを全部の学校に毎日置くというわけにはいかないが、相談員を置いているなどの特徴がある。そういった方針も県の基本方針に書き込んでいければと思っている。

(和田委員)

いじめに特色といっても根っこは似ているから、答えにくいかもしれないが、例えば、埼玉県の過去の大きな事件などから傾向というものはあるのか。むしろ全国レベルと同じようなことであって、多岐にわたっているというのであれば、それはそれでよいが、そういったことが、国の指針を受けて議論がされたのかどうか。

(事務局)

埼玉県のいじめの動向そのものについては、際立った埼玉県の特徴というのではないというのが実情である。昨今の状況としては、やはり先ほど委員から御指摘があったようにネットの関係が増えており、トラブルとして多くなっている。こうしたことは、各県同じ状況というふうに聞いている。逆に言うと、そ

こへの対応が学校現場で直接起こっていないということなどから、把握が困難で、比較的初期段階でとらえにくい、というのが現状である。

(明石会長)

東谷委員は法律の専門家であるが、このいじめの問題というのは、昭和62年に葬式ごっこというのがあり、東京の中野区で葬式ごっこに先生がサインしたというのがあった。これが昭和62年。それからいじめの問題は、ずっと起きたり、収まったりということでは来ていたが、ここで大津があって品川の死亡事件があり、法律ができた。ここで法律ができたから安心するというのではなく、この法律の精神を風化させない方法というのは何かあるか。

(東谷委員)

弁護士からすると、いじめというのは傷害事件だということで、いじめて怪我をさせると、怪我させたいじめた側の付添人をしたりもする。いじめっ子側に、なぜいじめたのか理由をきくと、逆に、自分を傷つけることを言われたからだとか、自分のものを取ったからだなどと言うことがある。いじめ撲滅のために、人が傷つくことをしてはいけないと子供に言うわけだが、いじめた側から、逆にそういうことをされたから、みんなでやり返したんだという理由を言われることがある。

いじめを撲滅するためにどうしたらいいのかということ、トラブルが起きた時に、同じクラスだとか、同じ空間にいる子供たちがどう対処するのかということを考え、そこに大人がどう介入していくかを考えないといけない。いじめはいけないとか、人が傷つくことをしてはいけないということだけだと、そういうことをした子を、みんなで責めてもいいんだというような考え方になってしまう場合が中にはある。

根本的に解決していこうとすると、いじめ自体をどう防止するかということも大事だが、そういうトラブルを、どうやって対人関係を上手くやらせるかということも重要であると思う。

(明石会長)

よく言われるが、いじめを起きた時の対処療法ということもまずやらなくてはならない。いじめをなくそうという啓発もやらなくてはならない。しかし、やっぱり一番難しいのは、いじめが生じないような人間関係をつくるためには、どういう予防教育、仕掛けをどうするかということがある。

志賀委員のおっしゃるように家庭のルールをつくろうとか、もっと子供の集団をたくさん集めて、トラブルの体験をさせないといけないとか、お互いの痛みを知らないとわからないなどの意見もある、

非行少年の専門家である家庭裁判所の調査官の話だが、非行を防止する共通点がひとつあるという。小学校の三年・四年の頃のギャングエイジという、や

んちゃ坊主、やんちゃ娘が集まって、いろんな遊びをしたり、秘密基地をつくったりという頃である。その頃に、そういう集団遊びをした子供は、中学校にきてカッとなってもいきなり刺したりしない。少しは殴るけれども、自分の集団のルールがわかっているから、ここは手心を加えようとか、ここは本気でいこうかなど暗黙の了解があるという。それが小学校三年・四年に一人ぼっちできた子は、中学校にいて、頭に来た時に手心を加えない。結局、幼児期、児童期における集団的なトラブル体験とか、一番いいのは兄弟げんかをしてほしいのだが、そういう体験をしていないと、いびつな人間関係になるということが言われている。時間のかかる漢方薬的な対策も必要ということである。

(久本委員)

いじめ問題対策といった場合に、いくつかの面がある。ひとつは加害者を中心に考えるのか、それとも被害者を中心にして考えるのかということ。それといじめといった場合の広さについて、社会技術の発展でSNSなど、今までなかったものが新しい形で出てくる。

いじめの範囲が非常に広がってきて、昔とまったく違う。昔だったら、殴ったりだとか、習字の時間に墨かけたりだとか、身近な掴みやすいいじめ行為だった。

それから今、目に見えないから何を言ってもいいような意識があると思う。特にネットで、すぐに「死ね」と使う。言うのも抵抗があると思うのに、それを文書で書くというのは、すごく勇気があると思うが、それを平気でやる。

対策を考える前に、どこにポイントをおいて対策をとるのかということを行わないと議論しにくい。今の議論でも、被害者側の話や加害者側の話や、社会の話など、いろいろでてくるので時間が足りないのではないか。

(明石会長)

そのとおりで、いじめというのは範囲が広く、人間関係にある意味いじめと定義できるぐらいに広い。

今回の場合は、学校の場合には教育委員会がやるが、学校以外の場面でのいじめ対策というのも考えていかないと。学校は学校のことで目いっぱいなので、それ以外のところのサポートを考えないといけない。

ひとつは、いじめ発見の方法について、シングルエイジまでは、いじめの現象ははっきりしやすいけれど、ダブルエイジになると非常に巧妙になってくる。学校だけでなく、地域や家庭でもキャッチするという形で、まず発見をする。そして、発見したときにどう対処するか、その時の相談機関はどうするかとか、発見しやすい発見ツールは何かなど、そういう仕組みづくりをしていく。

また、いじめがないような啓発活動も行っていないといけない。啓発活動だけではだめなので、最後には、県民運動として家庭と地域で豊かな人間関係をつくっていく。

持論だが、結果として、いじめはゼロにはならないけれど、少なくするという気風があると人間は救われると思っている。社会が続く限り、いじめはあるが、いじめをほっといたら困るので、いじめをなくすような気風というか、そういう方向性をつくってあげると、子供たちがたくましくなると思っている。

どこから攻めていいのかわからないが、少なくともこの審議会では、この埼玉県がやっている県民運動をより広くしていくともっと良いとか、この審議会の得意な分野でまず打ち出していき、あと弱いところは、お互いがネットワークで支え合っていくというのが大事であると思う。

(長田委員)

学校で起こっているいじめについても、事件が色々あって、クローズアップされるが、どこで起こっても早期に誰かがキャッチするというのが非常に重要なことである。この問題、自分は県のPTAを8年やっているが、最初からこの問題がずっとあった。そもそもいじめの話が出るときに、まずは、PTA自体が色々とマスコミに叩かれたりとか、PTAは任意だ、強制ではないなどという話がされている。確かに強制でなく任意ではあるが、必要だからある組織という事をもう一回改めて皆さんと再認識をするという活動から始めている。

こういう問題が起こったときに当初起こったのは、全部が学校の責任なのだから、学校で起こっている事なのだから学校で責任を取れと保護者が言う。今度は学校の先生は、家庭のしつけの問題だと議論が起こる。聞いていてナンセンスだと、そもそもそういう事を議論するためにPTAがあるのであって、それを表沙汰にケンカしあっても何の意味もない。

もう一つは、いじめは子供たちの世界で起こっている話だが、そもそも親同士が繋がっていると、子供たちはそういう事を理解している。あの子に対して何かをすると、お父さんとお母さんにすぐわかると。それが喧嘩なら喧嘩で構わないが、喧嘩をするのは成長の一環であって、喧嘩はしてもらわなきゃいけないが、「どういう事が起こっているのか、ちゃんとお母さん達は知っているからね。だからあんたが悪いんだから謝んなさい。」と言える。

ラインなどで起こっていても、書いている方は言わないと思う。書いている方も多少なりとも罪悪感があるはず。書かれた方はやっぱりすごく嫌な思いをするから、その時にこんなこと書かれた、こんなこと言われたと日常会話のようにポンっと言えりような親子関係、それは先生であっても良いし、自分もスポーツ少年団をやっているが、スポーツ少年団のコーチでも良いし、地域のおじさんおばさんでも良いし、おじいちゃんおばあちゃんでも良い。誰かしらに伝えて、それが必ず現場に伝わるといようなネットワーク。子供たちの喧嘩にそうそう大人は突っ込めないの、ささいな喧嘩、やりすぎな喧嘩というのは制御しないといけないと思うが、それをキャッチする方法が一番重要だと思う。

日本PTAには、教育問題委員会というのがあって、自分は委員長をやって

いる。毎年、保護者に対する意識調査というのを行って、10年で一つ区切りをつけ、去年はそのまとめを行った。今年度はまた新たにスタートさせ、今年からは専門の業者に頼まず、全部自分達でアンケートを考えてコメントも自分達で作って報告書を出すというすごく無謀なことをやっている。その中で今回のアンケートに入れたのは、「保護者が子供たちの様子を見て、いじめをどの段階で学校に伝えますか」というアンケート調査を行った。子供の様子がおかしい、子供がそういう話をしたという段階にするか、確認をしてからするか、子供が行きたくないとってからするか、という段階に分けた。それから、「学校にどの段階で伝えて貰いたいか」ということを入れた。「子供たちの話でお宅のお子さんの名前が出ている」という段階で伝えて貰いたいか、学校が最後の最後までずっと調査をして、これは決定的にいじめだっていうところまで言って欲しくないか、という意識調査を行った。実際に保護者はどのレベルで知りたいのかという事を自分達で掴んだ。本当は自分達の思いとすれば、噂でも何でもとにかく言って貰って、学校と相談できるような状況になればいいと思う。

さっき橋本委員がおっしゃっていたけれども、PTAってそもそも保護者の相談窓口であっても良いと思う。御近所関係、友達関係など、なかなか大人の世界でも厳しい世界もあり、「あの人がきっと告げ口したんだわ」とかそういう事に非常にお母さんはナーバスになることがあるので、それは会長が受けなきゃいけないのかと思う。会長としてしっかり学校に今こういう話をしていますと。自分が直接言うと自分が言ったとなるので、会長に言って、会長に言って貰うという事もあるのかなと思う。

それを踏まえて考えると、このいじめ問題対策会議についても、これから出てくる学校での組織の中に保護者をどういう風に入れて、PTAの会長とか組織としての長をどういう風に入れていくのか。法律をみると保護者の責務が書かれているが、じゃあそういう組織に入れるかどうかというのはわからない。いじめ問題対策会議もそうだが、メンバーは学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警、その他関係者となる。保護者が入るのか入らないのか分からない。その他関係者の中には専門家が入るのか、それとも保護者の意見をちゃんと聞きますとなっているのかがまず分からない。最後の最後に重大事態があったときに、保護者への情報提供がされる。それまで何にも関わっていないのに、最後の最後だけ情報提供されたら、保護者は暴れるしかなくなってしまう。今まで何やってたんだと。

大津の報道を聞いたときに一番私が最初に思ったのは、PTAは何やってたんだろうと思った。ここまでなるまでにPTAは何にもしなかったのかと。していない訳ではないと思うが、ただ、あそこまでなってしまうとPTAとしての組織が機能していないのではと。そもそも行事だけお手伝いする部分で、学校としてはPTAとお付き合いしていたのかは分からないですが。

だから本当にいじめ防止対策をするのであれば、学校におけるいじめ防止と

いう15条16条には、明確に保護者と書いてある。そういった意味で保護者という部分が入っていないのであれば、それをちゃんと担って頂けるのか。それとも保護者を入れるのであれば明確にさせていただけるのか。

今回こういう話ができるのは日本PTAの会長自体がそういうところに積極的に入って行って保護者としての意見をちゃんと言っていこうという方針が出たのでお話ができる。県として、もしもそういうふうにして頂けるのであれば、埼玉県教育委員会と埼玉県青少年課と県PTAの役員が審議会の中でいじめに対してこういうふうな形で繋がって協議している、だから各市町PTA連盟または各学校でも、必ず入って意見を聞いて貰って下さいという事を体系だと言って言うことができる。PTAも組織だから、上が繋がっていないのに現場が繋がると「ああそうなんだ。頑張っているね。」という話で終わってしまう場合もある。

組織的に大人のネットワークで、どうやって子供たちに起こっていることが一分でも早く大人の世界に上がる状況を作るかという事が、非常にこのいじめ問題については重要だと私は思う。

(明石会長)

保護者の目というネットワークが大切だと思う。

二十年ほど前に、青年会議所が「学校どんどこ運動」というのをおこした。お父さんは夜遅くて、子供を知らない、全部お母さんにPTAはまかせる。これでいいのだからという自己反省のもとにはじめた。一番いいのは、PTA会長に立候補しましょうということになった。PTA会長になれば、月に二回か三回行くので、学校を覚えるだろうと。最後は親の力ということになるので、そういう意図的に参画できるパイプは非常に大事だと思う。

(事務局)

いじめ問題については、これをやればいいんだというものではない。どっから問題を切り込むかによっても、本当に様々な取り組みがある。ほんとに、いじめをどうやって早期発見していくのか、起きたらどういうふうに対応していくんだ、あるいは実際起きてしまったときに、トラブルにどう対処していくのかというのもある。子供自身にいじめに負けないような人間関係をつくる力をつけさせていくなど、いろんな取組を複合的にやっていかなければならない。

ただいま、いただいた意見も踏まえて、今後、会議等もすすめていきたいと思う。

そもそも、いじめをすくなくしていく気風ということで、これもやはり昭和62年から十年おきということで、大きな事件が起きるたびに盛り上がるけれども、だんだん年数が立つと薄れていってしまう。今回、いじめ撲滅強調月間というのを設けたのも、そういった気風を薄れさせないということで設けたものであり、そういう取り組みを進めていきたいと思う。

ひとつ事例として、ここに、いじめは犯罪というポスターがあるが、これは、地域団体や民間の企業などに、できることから取り組んでほしいとお話をしたところ、埼玉県経済同友会が、会でもいじめに取り組んでおり、ポスターを作るといことで、今、県内の学校に配布し掲示してもらっているものである。こういった地域の皆様やそして各団体の御意見や御協力をいただきながら、風化させないような取り組みをきちっとすすめていきたいと思う。

(伊藤委員)

いじめをなくす気風づくりの一環として、防止という観点の前に、予防という考え方で、今、私たちコンビニエンスストアでは、小学校・中学校を対象として体験学習を積極的に受け入れている。子供たちが様々な業務を体験し、友達同士で協力して仕事をしていくことの大切さを学ぶことが出来る貴重な場となっている。そして、そうした体験を通じてコミュニケーションがスムーズになりお互いに、こういうことをやって楽しかったなど話題を共有することによって更に仲がよくなっていくようである。よくお礼の手紙などももらう。

このように学校の授業だけでなく、課外学習なども積極的に入れながら、コミュニケーションをはかる環境づくりということもやっていければ、予防するという気風づくりにも、つながっていくのではないかな。

(明石会長)

今の小・中学生を見ると、自分のためには、ものすごく頑張るのだけれども、ちょっぴり社会に役立つ仕事というか、ちょっぴり社会に貢献している、人の役に立つという体験が必要だと思う。先ほどの職業体験は自分のためにもなるものでもあるが、ぜひ、コンビニやスーパーでいろんな体験してもらいたい。人間というのはちょっぴり社会に役立っていると思うと自信がつくし、自分で意思決定ができるかと思う。そういう方向に将来像を置いて、こういういじめ防止をやるという、そういうものがあってもいい。

(2) 議事 (2) 青少年の適切なインターネット利用に係る対策について

事務局から、資料2に基づき説明し、青少年情報モラル啓発DVD「その『つながり』大丈夫」を上映したのち、委員から次の通り質疑等があった。

(明石会長)

ネットアドバイザーについては、埼玉県では何名登録されているか。

(事務局)

今、県内に80名いる。

(明石会長)

せっかくいいアドバイザーがいるので、どこに来てもらえるのか、ボランティアなのか。謝礼金はどうなっているのか、交通費は払うのかなど、パンフレットなどはあるか。

(事務局)

パンフレットやホームページにのせて募集している。

(長田委員)

県PTAでも、来ていただいて説明していただいている。

(明石会長)

ネットアドバイザーになるためには、こういった研修を受けているのか。

(事務局)

平成22年に養成をして、その方々が三年目を迎えている。

(志賀委員)

インターネットについては、意外に親というのは、知っているようで知らない。特に、どんどん進みが早いので、ラインの危険性というのは、親もびっくりする。今、疑似アプリというのが出ていて、それを実際に体験してみると、こういうふうにはまってしまうんだなということがリアルにわかる。こういうDVDをみていただくと、急に危険を感じる保護者が多い。やっぱり話だけではなかなか伝わらない部分もあるので、実際にこういう風にして子供がおちていくということが、DVDではよくわかると思う。

(明石会長)

ネットアドバイザーを各市町村に1名以上置くとか、その市町村でわかりやすくしておく、連絡しやすい。

放送大学とか映像を通じた学習があるが、一方的に流すと学習者は眠ってしまう。それで、少し見せて、アドバイザーがいて少し解釈する、質問できるようにすると、非常に学習効果があがるという研究がある。さっき志賀委員がおっしゃったように、ただビデオを見せるだけではだめなので、このネットアドバイザーの方がいて、少し疑問に答えるとか、コメントを出すとかすると、もっと反響がいいと思う。

(事務局)

講座は、そういった形でやっている。アドバイザーの方はスキルが高くて、こういうビデオをみていただきながら、最近のいろんな事件の事例などを引き合いに出して、こういう危険性があるというような話をする。聞かれてる方を飽きさせないくらいの話術もあり、レベルの高い講座をやっている。

地域的にも、市町村ごとは厳しいが、東西南北になるべく人員が配置できるような形でやっている。来年度に向けて少しまたスキルアップをしていくというところを検討しているところである。

(長田委員)

埼玉県PTAとしては、理事会の後に講習会をやっており、この前もアドバイザーの方に来ていただいている。日本PTAでも携帯は持たせないということは堅持しつつも、持たせないということは不可能なので、まず親が子供よりも詳しくならないと防げないということで、保護者の教育をしっかりしようということをやっている。

まず、県PTAでやって体験してみて、各市町村の方でもやってもらえるようにということに取り組んでいる。

講師の方にはPTAのOBの方もいらっしやっていて、頼みやすい部分もある。

(明石会長)

小中高校生を持ったお父さんお母さんも大事だけれど、幼児のお父さんお母さんも対象も大事だと思う。今は、三才くらいから使っている。まさにネットというのは年齢の幅を超えている。埼玉県が先導的にやっていただくとよい。幼児を抱えたお父さん・お母さんのネットアドバイザーというようなものも、今、非常に悩んでいる方も多いと思う。

(長田委員)

保護者も年齢が下がってくると、お父さん・お母さんもその世代なので詳しい。今、自分たちぐらいの年代が一番わからない。ガラケーの時代で、そもそも対応していない。

(事務局)

今のDVDは、六月議会で補正予算として要求し、議会で御理解いただき、ちょうど今完成したところである。これから一斉に各学校に配って、活用していただきたいと考えている。

県内の国公私立の小中高校、特別支援学校すべての学校に、学校の教育活動の中で使ってほしいということで、先生のマニュアルもつけて配布する。あわせて、ネットアドバイザーの講座でも使っていただきたい、ということで各ア

ドバイザーにも提供している。

(長田委員)

積極的に使ってほしいという話があったが、いつも配布するという話はきくが、実際に現場でどのように使われているかというのはいわからない。

(事務局)

教育委員会から、学校に積極的にPRさせていただいており、それを継続していく。時間も10分程度で学校の中で使いやすい時間としても設定してもらっている。

(長田委員)

子供に観てもらわないと意味がない。学校に権限があるので、学校も忙しいので、その時間がとれているかという問題もある。せっかく作ったので、子供たちに伝わるようにしてもらいたい。

(事務局)

使われる状況については、きちっと毎年度、毎年度、アンケートを使って細かく把握していきたい。

P T Aの方からも学校に対して意見をいっていただけると、学校の方は保護者の方から言っていた方が動く部分もあると思う。

(明石会長)

県P T Aからも学校にお願いをする、また教育委員会の方からは、生徒指導部会などで、まず生徒指導担当の方が研修でみてもらう。これはいいという実感がないと学校で広まっていけない。青少年課と教育委員会でタイアップしてやっていく。いじめの問題ともからめてやっていただけると、いじめ防止にもつながると思う。